**マイナンバー（個人番号）入り住民票を請求する場合**

平成27年10月5日に番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）が施行されました。

通常の住民票にはマイナンバー（個人番号）が記載されることはありませんが，法施行日からマイナンバー（個人番号）入りの住民票の交付請求をすることができます。

ただし，マイナンバー（個人番号）入りの住民票の交付請求をする場合は，提出先へマイナンバー（個人番号）入りの住民票が必要かどうか，事前に確認をしてからお手続きください。

**請求できる方**

本人または本人と同一世帯に属する方

本人の法定代理人（親権者，成年後見人）

本人から委任状を預かった任意代理人

※同じ住所でも世帯が別々の場合は，任意代理人による請求となり委任状が必要になります。

※任意代理人の方が請求する場合は，委任者が記入した委任状が必要です。委任状には，「個人番号入りの住民票の取得」と記載した委任状をご用意ください。

**必要書類**

請求者が本人または本人と同一世帯に属する方か，代理人（法定代理人または任意代理人）

によって，必要書類が異なります。

１ 本人または本人と同一世帯に属する方

　　・本人確認書類

２ 本人と同一世帯に属する方以外の代理人

　【法定代理人】

　　・戸籍謄本または成年後見登記事項証明書

　　・法定代理人の本人確認書類

　　※戸籍謄本は，本籍が江田島市にある場合は提出不要です。

　【任意代理人】

　　・委任状

　　・任意代理人の本人確認書類

**交付方法**

本人または本人と同一世帯に属する方に対してのみ交付します。（**代理人に交付することは**

**できません。**）

代理人による請求の場合は，本人の住所地へ郵送により交付します。（成年被後見人を含む。）

この場合，郵便料金を別途請求させて頂きます。